

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第17号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）<u>第2条第1項に規定する知事が別に定める地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等若しくは同項各号に掲げる公益的法人等又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>（3）略</p>	<p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）<u>第2条第1項各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>（3）略</p>

附 則

この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第47号）の施行の日から施行する。